口腔機能実地指導料に係る研修会受講レポート

日時:2026年9月13日
受講方法:オンラインにて参加

2026年6月の診療報酬改定で新設された「口腔機能実地指導料」について、概要や算定要件、歯科衛生士の役割を学びました。

〈口腔機能実地指導料〉とは、
口腔機能に係る研修を受講した歯科衛生士が、主治の歯科医師の指示を受けて口腔機能に係る指導を行い、情報を文書により提供した場合に月1回算定出来るもの。

要施設基準で、
・研修を受講した歯科衛生士が1名以上配置されてること
・口腔機能実地指導を実施する時間が定められていること
・口腔機能実地指導を実施するための歯科用ユニットが確保されていること
・当該指導を行う歯科衛生士の処遇の改善に係る取り組みを行っていること
が条件である。

歯科衛生実地指導料との併算定可能で、歯科口腔リハビリテーション料3との指導・訓練内容が重複しなければ併算定可能。
情報提供は初回時必ず、その後は指導内容に変化があった時など必要に応じて行うが6月に1回以上は必ず文書による提供する義務がある。

口腔機能管理は「食べる」「話す」「呼吸する」といった日常生活に欠かせない機能を維持・改善し、健康寿命の延伸や健全な成長発達を支えるために行う。
18歳未満を対象とした『口腔機能発達不全症』、50歳以上の成人・高齢者を対象とした『口腔機能低下症』があり、機能的疾患に含まれ、共に自覚症状がなく未病段階で判断が難しい。
患者さん自身にどうやって向き合ってもらい管理していくかが重要。

歯科衛生士は口腔機能管理におけるキーパーソンであり、問診やスクリーニング、日常会話、診察時の観察、検査の実施、結果の説明、トレーニング指導、継続的な評価と記録を担っていく。
重要なのは検査して終わりにするだけではなく患者さんの行動変容を支援していくこと。
無理なく継続できるトレーニングや家族との協力が大事で、
変化に気付き早期に介入し継続できる方法を一緒に考えながら支援していくのが重要なことを学びました。

本研修で得た知識と情報をまずはスタッフ間でしっかりと共有し、日々の診療の中で患者様の小さな変化にいち早く気づき、早期介入と継続的な支援を行える体制を整えていきたいと考えます。患者様が当院に来て良かったと、安心して通っていただける医院作りに貢献できるよう日々の業務に活かしてまいります。